

# 狛江公民館 雇止め・パワハラ裁判

## 高裁判決報告と最高裁での逆転をめざす集い

7月27日の東京高裁判決はまったくの不当判決でした。

すべてが一審判決のほころびをとりつくろいながら、狛江市側に有利に話を創作していくたぐいのものでした。これが東京高裁の判決だとは信じられません。

こんな判決がまかり通るなら、再任用において人事評価を利用して気に入らない労働者を排除することがいくらかでも可能になってしまいます。

岩崎さんは、最高裁に上告することを決意しました。

率直に言って、最高裁で逆転を勝ち取ることはとても困難な仕事です。

でもここであきらめるわけにはいきません。間違った「事実認定」を認めるわけにはいかないのです。

事件の真実を訴えて最後までたたかう岩崎さんに、皆様のご支援をよろしく願います。

集いでは高裁判決の不当性について池末弁護士に縦横に語っていただきます。

とき 9月24日(土)

午後2時から

ところ 狛江市中央公民館

2F 講座室

お話 池末 彰郎 弁護士  
(武蔵野法律事務所)

訴え 岩崎 安男  
さん



応援ソング

大熊啓さん(シンガーソングライター)

